

令和7年度 町道民税・森林環境税のあらまし

◆ 町道民税・森林環境税を納める人

厚岸町に町道民税・森林環境税を納める人は、その年の1月1日に厚岸町に住所がある人になります。
そのため、1月2日以降に厚岸町外へ転出した場合でもその年度の町道民税・森林環境税は厚岸町で課税されます。

町道民税は負担する能力のある人が均等に負担する均等割と、その人の所得金額に応じて負担する所得割で構成されています。

また、森林環境税は「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の成立に伴い、創設された国税であり、国内に住所がある個人に対して課税されます。

◆ 町道民税・森林環境税が課税されない人

1. 均等割も所得割もかからない人

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下であった人
- ③前年の合計所得金額等が次の計算の金額以下であった人

28万円×【本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数】+ 10万円 + 17万円(※2)

※ 同一生計配偶者・扶養親族がいない場合は38万円

※2 森林環境税の非課税判定では、16万8千円で計算します。

2. 所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の計算の金額以下であった人

35万円×【本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数】+ 10万円 + 32万円

※ 同一生計配偶者・扶養親族がいない場合は45万円

◆ 税額の計算方法

次のとおり均等割と所得割を計算し、均等割の町民税・道民税と所得割を合計した額が町道民税の額となります。
なお、国税である森林環境税は、町道民税と併せて徴収されます。

1. 均等割

町民税	道民税	森林環境税	合計
3,000円	1,000円	1,000円	5,000円

※ 東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から臨時的に年額1,000円が引き上げられていましたが、令和5年度で臨時措置が終了し、令和6年度より新たに森林環境税（国税）が導入されました。
森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、「森林の整備に関する施策」、「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

2. 所得割

- ① 所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

所得割額 = 課税所得額（所得金額－所得控除額）× 税率 － 税額控除額

	町民税	道民税
税率	6%	4%

- ② 所得税と町道民税では、人的控除額に差があります。たとえば所得税では配偶者控除、扶養控除の額はそれぞれ38万円ですが、町道民税の控除額はそれぞれ33万円です。

この人的控除額の差により税負担が増えないよう、人的控除を受けている状況に応じて、町道民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられています。

- ③ 退職所得、土地建物の譲渡所得などについては、異なる税額計算が行われます。

（裏面もご覧ください）

◆ 納付方法

①普通徴収

役場から届いた納税通知書によって、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて納める方法です。

納税通知書に記載の納入場所で納めていただくほか、口座振替による方法があります。口座振替は、年の途中からでもご利用が可能です。詳しくは、税務課収納係までお問い合わせください。

②年金からの特別徴収（天引き）

4月1日現在、65歳以上で公的年金所得に係る町道民税・森林環境税が課税されている方は、基本的に年金からの特別徴収（天引き）となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は特別徴収されません。

- ・老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合
- ・介護保険料を年金から特別徴収されていない場合

③給与からの特別徴収

給与所得者の方の勤務先が、毎月の給与から天引きして納める方法です。ただし、退職などの理由により年の途中で給与の支払を受けなくなったときは、次のいずれかの場合を除いて、普通徴収で納めていただきます。

- ・再就職先で引き続き特別徴収をする場合
- ・退職時に残りの税額が一括で給与等から天引きされた場合

◆ 減免対象となる人

- ・生活保護法の規定による保護を受けている方
- ・学生及び生徒

上記の要件に該当する方は、町道民税・森林環境税の減免（免除）対象となります。年の途中で該当した方は、納期限前7日までに減免（免除）申請書と減免（免除）を受けようとする事由を証明する書類を提出する必要があります。

◆ 主な所得控除の該当要件

所得控除には種類があります。詳しくはお問い合わせください。

控 除 の 種 類	該 当 要 件
障害者控除	・知的障害者と判定されている ・身体障害者手帳の交付を受けている ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ・療育手帳の交付を受けている ・65歳以上で精神や身体に障害があって町長の認定を受けている
寡婦控除	○合計所得が500万円以下で → 夫と死別している または 夫と離婚していて扶養者がいる
ひとり親控除	○合計所得が500万円以下で → 配偶者と死別または離婚していて子どもがいる または 未婚で子どもがいる

【お問い合わせ】

〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場 TEL：0153-52-3131

税額・減免（免除）に関するお問い合わせ 税務課 課税係

納税・口座振替に関するお問い合わせ 税務課 収納係